

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について（その 3）

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和 6 年 3 月 29 日障発 0329 第 33 号・こ支障第 97 号）を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

- 別紙「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.102 4 行目	(1)～(3) (略) (4) 行動援護サービス費 ①～⑥ (略) ⑦ 特定事業所加算の取扱いについて （一）(略) （二）重度障害者対応要件 第 543 号告示第 13 号イ(9)の障害支援区分 5 以上である者、<u>同号ニ(4)の障害支援区分 4 以上である者、喀痰吸引等を必要とする者又は行動関連項目合計点数が十八点以上である者の割合については、前年度(3 月を除く。)</u>又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。 (以下略)	(1)～(3) (略) (4) 行動援護サービス費 ①～⑥ (略) ⑦ 特定事業所加算の取扱いについて （一）(略) （二）重度障害者対応要件 第 543 号告示第 13 号イ(9)の障害支援区分 5 以上である者<u>又は同号ニ(4)の障害支援区分 4 以上である者</u>、喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3 月を除く。)又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。 (以下略)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前 ※「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について」（令和6年4月4日付事務連絡）による正誤後
2	P.303 8 行目	⑰ 目標工賃達成加算の取扱いについて 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。 ア （略） イ 当該工賃目標が<u>当該工賃目標の対象となる年度</u>（以下「<u>目標年度</u>」という。）の<u>前年度</u>における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、<u>目標年度の前々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と<u>目標年度の前々々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が<u>目標年度の前年度</u>における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上である場合	⑰ 目標工賃達成加算の取扱いについて 目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。 ア （略） イ 当該工賃目標が<u>前々年度</u>における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、<u>前々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と<u>前々々年度</u>の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が<u>前年度</u>における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上である場合